静岡県藤枝市教育委員会

スクールロイヤー

～子どもが安心して学べる学校づくりに向けて～

1. はじめに

今、教育現場では、子育て環境の変化や SNS 利用者の増加と低年齢化、学校に対する保護者の意識の変化等により、虐待やいじめ、学校や教育委員会への過剰な要求等の件数が増加しています。このような中、子どもの最善の利益を最優先として、スクールロイヤー（専ら教育行政に関与する弁護士）に関わってもらうことで、事案の未然防止や速やかな初期対応による問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることが期待されます。

文部科学省が実施した「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和4年度間）」によると、スクールロイヤーに相談できる体制が整っている自治体は、都道府県で 83%、指定都市で 80%、中核市で 64.5%、市町村等（中核市を含む）で 11.3%となっています。本市は、令和3年度から4人のスクールロイヤーと契約を結び、市内 27 校・10 中学校区を4つのブロックに分け、1 つのブロックを1人のスクールロイヤーが担当する体制を整えています。

本稿では、本市が取り組むスクールロイヤー活用事業についてご紹介します。

2. 藤枝市スクールロイヤー活用事業の目的

本市のスクールロイヤー活用事業の目的は大きく 2 つあります。1 つ目は、児童生徒や教職員の法的な側面からの正しい認識と理解を深め、児童生徒の健全な成長と発達を支えていくことです。2 つ目は、児童生徒が、学校生活における諸問題の中で、トラブルや困難な事態に陥ることを未然に防ぐことや問題を早期に解決することです。これらにより、子どもが安心して学べる学校づくりをより強固なものとしています。

3. 実施内容

（1）児童生徒に対する出前授業

本事業開始時は年間4校の実施でしたが、令和 5 年度からは年間 8 校に増やし、スクールロイヤーがいじめ予防や人権等に関する授業を行っています。子どもたちは法の専門家の話に真剣に耳を傾け、いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であることや、自分では気がつかないうちにいじめの加害者になってしまう危険性、いじめの被害者になった時の対応等を学びます。また、時には、子どもたちが自らのいじめについての考えをスクールロイヤーに伝えながら、教室全体で議論に発展することもあります。このような授業を通して、子どもたちは自分たちの手でいじめのない学校をつくろうという思いを強くしたり、自分も友達も共に気持ちよく生活するためには、互いの人権を認め合う必要性があることを再認識したりします。

中学校での出前授業の様子

（2）学校及び教育委員会等主催の研修会

本事業も開始時は年間4校の実施でしたが、令和 5

年度から年間 8 校に増やし、スクールロイヤーが生徒指導上の諸課題への適切な初期対応等について、研修会を開いています。「学校における問題に関し、普段から心がけておくとよいこと」をテーマとした研修会では、最も重視すべきは子どもの最善の利益であることや初動の大切さ、法律に基づいて対応する必要性等を要点に、講義と演習を実施しました。また、校長会や教頭会、生徒指導主事・主任と、役職や分掌に応じた法令研修も実施しています。このような研修会を通して、教職員は自らのこれまでの対応を振り返りながら、法に基づいてより適切に対応する力を磨いています。

教職員向け研修会の様子

（3）学校及び市教育委員会からの法律相談

スクールロイヤーは、子ども間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題に対して学校から相談があった場合に、対応について法律に基づいた助言や指導を行います。ただし、これまでスクールロイヤーは、学校と保護者等の面談に同席はしていません。

①相談件数の推移

本事業開始から令和 5 年度末の 3 年間で合計 84 件の相談がありました。（3 年間の相談件数）

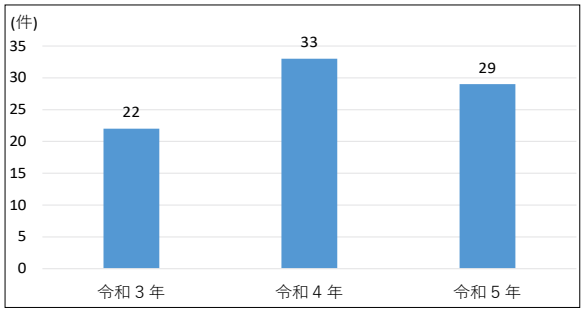

３年間の相談件数

②相談内容

令和5年度の相談内容は次の通りで、多岐にわたっています。中には 1 度の相談で終わらず、継続案件になる事案もあります。

・いじめ事案への対応について
・触法、非行、暴力、性加害等の対応について
・保護者の過剰な要求への対応について
・児童生徒の権利保護の視点からの指導、助言
・離婚調停中の保護者からの要求への対応について
・学校事故への対応や安全配慮義務についての指導助言
・その他学校に関する諸問題への対応について

③相談方法（新規案件・継続案件）

相談方法は次の通りです。

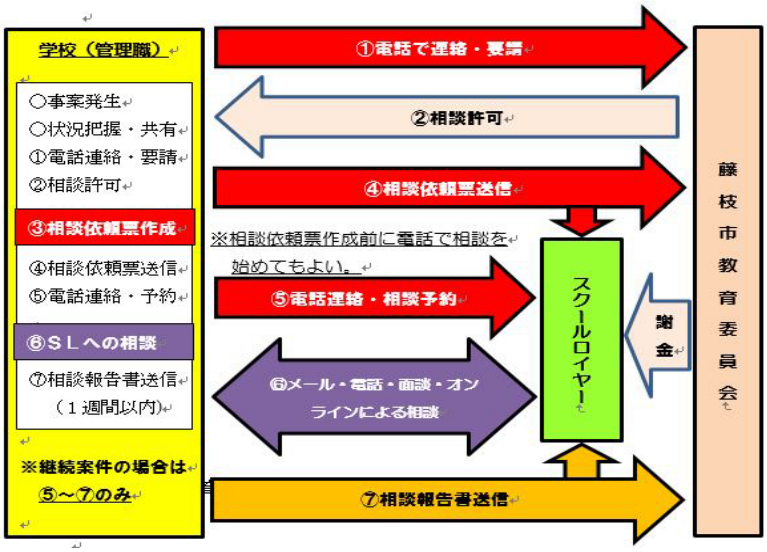

法律相談フロー図

【新規案件について】

ア　相談したい事案が発生した場合、校長または教頭が市教委へ連絡する。

イ　「相談依頼票」を記入し、市教委と担当スクールロイヤーにメールで送信した後、担当スクールロイヤーの連絡先へ電話を入れ、相談メールを送信したことを伝える。または、「相談依頼票」を記入する前に、担当スクールロイヤーの連絡先へ電話を入れ、担当スクールロイヤーの都合に合わせて相談を始めてもよい。（この場合は、相談後、「相談依頼票」を記入し、市教委と担当スクールロイヤーにメールで送信する。）

ウ　電話や対面、オンラインでの相談を希望する場合は、予約を申し込む。翌々日（土日祝等の場合は2営業日後）までを目安に、担当スクールロイヤーから何らかの返答がある。担当スクールロイヤーが裁判や出張等で3日以上不在の場合は、他のブロック担当スクールロイヤーに相談できるよう、市教委から該当ブロックの学校へ事前に連絡する。

エ　とくに「面談」「オンライン」での相談については、管理職だけでなく、事案に直接対応した教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の同席もあり得る。

オ　相談が終了したら、「相談報告書」を記入し、1週間以内に市教委と担当スクールロイヤーにメールで送信する。

【継続案件について】

ア　相談していた事案に新たな展開があり、継続して相談したい場合、直接担当スクールロイヤーの連絡先へ電話またはメールをし、予約を申し込む。

イ　相談が終了したら、「相談報告書」を記入し、1週間以内に市教委と担当スクールロイヤーにメールで送信する。

④学校からの評価

法律相談を実施する度に、学校からスクールロイヤーの助言に対して評価をもらっています。前年度の評価は「とても良かった」が100％であり、次のような感想が寄せられました。

・スクールロイヤーから法律を根拠とした的確なアドバイスをいただけました。相手の主張を踏まえつつ、学校ができる対策を説明することで理解していただけるよう、今後も冷静に最善の対応を重ねていきます。
・万が一に備え、学校の対応についての法的見解をうかがいましたが、ご助言をいただき、安心して対応することができました。
・要求に応じた場合に考えられるデメリットや、応じる場合に気をつけることなどの助言をいただき、今後、対応する際の参考になりました。

また、スクールロイヤーは、学校から相談を受けた翌々日までに何らかの返答をすることになっていますが、ほとんどのケースで即日回答されており、早期対応が求められることが多い学校現場のニーズに合った体制がとれていることが高評価につながっていると考えられます。

（4）学校訪問

年度当初に、スクールロイヤーが教育委員会担当者と共に、担当ブロック内の小中学校全てを訪問します。学校の様子を参観し、地域の特殊性や学校で起こりやすい問題等について管理職と情報交換を行います。その際、喫緊の課題があり、法律相談が始まることもあります。この機会を通してスクールロイヤーに学校現場の実情を理解してもらい、そして、顔が見える関係になることで、その後の連携の強化につながると考えています。

（5）教育委員会と県弁護士会及びスクールロイヤーとの運営に関する協議等

本市のスクールロイヤー活用事業について、最善の運営方法を確立するため、教育委員会と静岡県弁護士会、スクールロイヤーで定期的に協議・検討する場を設けています。これまでに、児童生徒に対する出前授業と学校及び教育委員会等主催の研修会の内容や方

法、学校がより相談しやすい制度の構築、本市の顧問弁護士との速やかな連携等について協議・検討を重ねてきました。制度の根幹に関わる重要な話し合いになることが多く、三者が忌憚のない意見を交わしながら合意形成をすることで、信頼関係をより強固なものにすることができていると感じています。

4.　おわりに

現在、いじめ防止対策推進法や教育機会確保法等の関係法規の成立など、学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況にあります。それに対して学校には、これまで生徒指導を機能させてきた経験や、子どもと接する中で磨かれてきた教師の勘に頼るだけではなく、法的根拠に基づいた生徒指導が求められています。本市は今後もスクールロイヤーと連携を図りながら、子どもが安心して学べる学校づくりをより確かなものしていきます。

最後に本稿の結びとして、数多くの業務がある中でスクールロイヤーとして本市の教育にお力添えいただいている弁護士の皆様にこの場をお借りして感謝申し上げます。